

(別添. 1)

請負契約書 (案)

福島国際研究教育機構 理事長 山崎 光悦 (以下「甲」という。) は、株式会社 ○
○ 代表取締役 ○○ ○○ (以下「乙」という。) と、福島国際研究教育機構 施設整備に係る広報・情報発信スペースの展示実施計画策定支援業務について、次のとおり請負契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

- 1 目 的 別紙仕様書のとおり
- 2 契約金額 ○,○○○,○○○円
(消費税及び地方消費税額○○○,○○○円を含む。)
- 3 履行期間 契約締結日～令和9年3月31日
- 4 納入物 別紙仕様書のとおり
- 5 納入場所 別紙仕様書のとおり

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

令和○年○月○日

甲 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町6番地1
福島国際研究教育機構
理 事 長 山 崎 光 悦

乙 ○○○○
株式会社 ○○
代 表 取 締 役 ○ ○ ○ ○

(総則)

第1条 甲及び乙は、頭書記載の業務に関し、本契約条項、仕様書及び技術提案書に従い、これを履行しなければならない。

(契約保証金)

第2条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金の納付を全額免除する。

(業務内容の変更等)

第3条 甲は、必要があると認められるときは、業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更するときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(再委託の制限)

第4条 乙は、本契約の全てを第三者（以下「再委託者」という。）に一括して再委託してはならない。

2 乙は、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を再委託者に再委託することができる。この場合、乙は、あらかじめ再委託者の氏名又は名称、住所、委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。なお、乙は、甲から承認を受けた内容を変更しようとする場合、又は再委託者が更に再委託する場合についても同様に甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、本契約の一部を再委託する場合には、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとする。

(債権債務の譲渡の禁止)

第5条 乙は、本契約によって生じる債権及び債務の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(施設及び設備の貸与)

第6条 甲は、乙が本契約による業務を円滑に実施するために、甲が保有する施設及び設備の貸与が必要と認められる場合は、当該施設及び設備を無償で貸与するものとする。

2 乙は、前項の規定により貸与された施設及び設備を善良なる管理者の注意をもって使用し、本件作業の目的以外に使用してはならない。

(監督)

第7条 甲は、業務の履行について、自己に代わって監督する者(以下「監督職員」という。)を定め、必要がある場合は、業務の実施状況を確認するものとする。

2 監督職員は、乙の業務の履行に著しい問題があることを発見したときは、その事由を明示して、乙に改善を求めることができる。

(業務完了の通知)

第8条 乙は、業務が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(検査の時期)

第9条 甲は、前条の通知を受けた日から15日以内に検査をし、合格した上で引渡し又は給付を受けるものとする。

(対価の支払)

第10条 甲は、第9条に規定する検査に合格し、引渡し又は給付を受けた部分について、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日が属する月の翌月末までに当該代金を支払わなければならない。

(履行遅滞)

第11条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金を乙に請求することができる。

2 前項に定める損害金の請求は、第17条に定める違約金の請求及び第23条に定める違約金の請求を妨げない。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、成果物の引渡しを受けた後、成果物の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを補修する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

2 甲は相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じて代金の減額請求をすることができる。ただし、次のいずれかに該当する場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに代金の減額請求をすることができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達することができ

ない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を被ったときは、乙に対して、第23条に規定する損害の賠償を請求することができる。

4 甲は、前3項の請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合な成果物を引渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。

(機密の保持)

第13条 乙は、本契約によって知り得た事項の機密を保持しなければならない。ただし、甲に書類による承諾を得た場合、若しくは当該機密が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 知り得た際、既に公知となっている事項

(2) 知り得た後、乙の責に帰すべき事由によらず、刊行物その他により公知となった事項

(3) 知り得た時点で、既に乙が自ら所有していたことを書類で証明できる事項

(4) 知り得た後、正当な権利を有する第三者から合法的に入手した事項

2 本条の規定は、本契約による履行の完了、廃止又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

(個人情報の取扱い)

第14条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。

2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(1) 甲が預託し、又は本契約に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者（再委託する場合における再委託先を含む。）に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。

(2) 甲が預託し、又は本契約に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を本契約の目的

の範囲を超えて使用、複写、複製、又は改変すること。

- 3 乙は、甲が預託し、又は本契約に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、職員又は甲の指定する者に乙の事務所及びその他の業務実施場所等において、甲が預託し、又は本契約に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対して必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- 5 乙は、甲が預託し、又は本契約に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を本契約による履行の完了後、廃止又は解除をした後に速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲が預託し、又は本契約に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生し、又はその発生のおそれを認識した場合には、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、本契約による履行の完了、廃止又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

(契約の解除)

- 第15条 乙が天災地変その他乙の責に帰し得ない事由により、契約の解除を申し出たときは、甲は本契約の全部又は一部を無償で解除することができる。
- 2 乙は、本契約期間中、本契約に定めるほか、中途解約をすることができない。
 - 3 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙が本契約の条項の一に違反し、甲が相当期間を定めて催告したにもかかわらず是正されなかったとき。
 - (2) 不履行の程度にかかわらず、履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に本件作業を完了する見込みがないと甲が認めたとき。
 - (3) 乙が本契約の履行にあたり、不正又は不当の行為があったとき。
 - (4) 乙が正当な理由がなく、本件作業に着手すべき時期を過ぎても本件作業に着手しないとき。
 - (5) 乙が正当な理由なくして解除若しくは解約を申し出たとき、又は甲が乙の解約若しくは解除理由を不相当としたとき。
 - (6) 乙が破産、民事再生、会社更生その他これに準ずる手続の開始申立てを行い、又は開始申立てを受けたとき。

(割合的報酬)

- 第16条 乙は、甲の責めに帰することができない事由により、本件業務を完了することができなくなった場合又は本契約が本件業務の完了前に解除された場合において、乙が既に履行した業務のうち、可分な部分によって甲がその利益を受けたときは、乙は、甲が受けた利益の割合に応じて契約代金の支払を請求することができる。
- 2 乙は、前項の請求をするに当たっては、可分な部分について第9条の規定に準じて甲の検査を受けなければならない。

(違約金)

- 第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、違約金として契約金額に100分の10を乗じて計算した金額を、乙に期限を定めて徴収することができる。
- (1) 第15条第3項の規定により、本契約の全部又は一部を解除したとき。
 - (2) 第18条第1項から第2項の規定により、本契約の全部又は一部を解除したとき。
 - (3) 第20条の規定により、本契約の全部又は一部を解除したとき。
 - (4) 第21条第1項の規定により、違約金を請求するとき。
 - (5) 第24条の規定により、本契約の全部又は一部を解除したとき。
- 2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当しないことを表明・保証し、甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力であったこと。
 - (2) 乙の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。
 - (3) 乙の親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ。）又は本契約等の履行のために使用する委託先その他第三者が前2号のいずれかに該当すること。
- 2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙（乙の役員若しくは実質的に経営を支配する者を含む。以下第2号から第4号において同じ。）が甲に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
 - (2) 乙が偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。
 - (3) 乙が第三者をして前2号の行為を行わせること。

- (4) 乙が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
- (5) 乙の親会社、子会社又は本契約等の履行のために使用する委託先その他第三者（これらの役員又は実質的に経営を支配する者を含む。）が前4号のいずれかに該当する行為を行うこと。

（不当介入に関する通報・報告）

第19条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（談合等の不正行為による契約の解除）

第20条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき。
 - イ 独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき。
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき。
 - ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき。
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき。

（談合等の不正行為に係る違約金等）

第21条 乙が、本契約に関し、前条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は違約金を支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が既に解散している事業団体であるときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

(遅延損害金)

第22条 乙は、第11条の規定により甲に損害金を支払う場合において、履行期限の翌日から損害金を甲に支払う日までの期間に応じ、当該支払金額に対し、民法（明治29年法律第89号）第404条で定める法定利率（以下「法定利率」という。）に基づき計算した金額を支払わなければならない。

2 乙は、第17条の規定により甲に違約金を支払う場合において、甲が指定する期限までに支払わないときは、その期限の翌日からこれを甲に支払う日までの期間に応じ、当該支払金額に対し、法定利率に基づき計算した金額を支払わなければならない。

(損害賠償)

第23条 乙は、乙又は乙の作業員（以下「乙等」という。）が、本契約による業務の履行に際して、甲の財産を滅失し、又はき損したときは、甲の指示に従い原状に復し、又は代替品を納入し、若しくはこれによって生じた損害に相当する金額を賠償しなければならない。ただし、乙等に故意又は重過失がない場合、その賠償額は、契約金額と消費税及び地方消費税の合計額を上限額とする。

2 乙等が、本契約による業務の履行に際して、乙等の責に帰すべき事由により第三者（甲の役職員を含む。）の身体又は財産に損害を与えたときは、乙はその賠償額に相当する金額を弁済するものとする。

(情報セキュリティの確保)

第24条 乙は、この契約の履行に関し、情報システム（情報処理及び通信に関わるシステムであって、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう。）を利用する場合には、甲の情報及び情報システムを保護するために、情報システムからの情報漏えい、コンピュータウィルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、甲の情報セキュリティ確保のために、甲が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

(1) 乙は、乙におけるこの契約の業務に携わる者（以下「業務担当者」という。）及びこの契約の業務を行う場所（以下「作業場所」という。）を特定し甲の承諾を得るものとし、業務担当者又は作業場所を変更又は追加する場合も同様とする。乙は甲の承諾を得た業務担当者以外による作業又は作業場所以外における作業をさせてはならない。

(2) 乙は、甲の承諾のない限り、この契約に関して知り得た情報を甲の施設から持ち出してはならない。

(3) 乙は、甲の承諾のない限り、この契約に関して知り得た情報を甲又は乙の情報システム以外の情報システム（業務担当者が所有するパソコン等）において取り扱ってはならない。

- (4) 乙は、再委託をする場合は、再委託者に対して、情報セキュリティの確保について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。再委託者が更に再委託する場合も同様とする。
 - (5) 乙は、甲が求めた場合には、情報セキュリティ対策の実施状況についての監査を受け入れ、これに協力しなければならない。
 - (6) 乙は、甲の提供した情報並びに乙及び再委託者がこの業務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えい、コンピュータウィルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 3 甲は、前2項の規定が遵守されていないことが判明したときは、何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 本条の規定は、本契約による履行の完了、廃止又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

(契約の公表)

- 第25条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称、法人番号及び所在地等が公表されることに同意するものとする。
- 2 乙は、甲との契約において一定の関係を有する場合にあっては、前項に加えて乙への再就職の状況や、取引の状況に関する情報が公表されることに同意するものとする。

(契約書の解釈)

- 第26条 本契約の規定について解釈上生じた疑義、又は契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。
- 2 本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

以上

仕様書

1. 業務の概要

(1) 業務名称

福島国際研究教育機構 施設整備に係る広報・情報発信スペースの展示実施計画策定支援業務

(2) 業務の目的

福島国際研究教育機構（以下、下記(3)施設名称を除き「F-REI」という。）は、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すものである。

F-REI の研究施設は、現在は施設全体の整備を行うための実施設計を検討中であり、研究施設の中には、F-REI の活動や取組を紹介する、広報・情報発信スペースを設ける方向で調整をしている。広報・情報発信スペースでは、F-REI 関係者のみならず、国内外の研究機関や企業等の関係者、地域の来訪者など多様な主体が集い、交流・連携することができる空間となることを目指している。

広報・情報発信スペースの役割として、F-REI の活動や研究成果を適切かつ魅力的に情報発信し、コンテンツなどを用意することで、多くの人々に研究活動を理解し、認知度向上の効果的な広報活動を行えるものとする。

本業務では、本部機能支援棟②の広報・情報発信スペースを整備するにあたり、研究実験棟の研究広場や本部機能支援棟①の広報・情報発信スペースとの役割分担を踏まえ、これまで策定した展示等方向性、展示基本計画概要、展示基本計画を基に、展示基本設計に向けた要件の整理やコンセプトの詳細検討、展示コンテンツや手法の具体化、建築設計の進捗に合わせた施設計画などの検討の支援を行うものである。

(3) 本業務の対象施設概要

施設名称	福島国際研究教育機構
場所	福島県双葉郡浪江町川添地区
対象予定面積	本部機能支援棟②のうち約 883 m ² の広報・情報発信スペース

(4) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 業務内容

① 基本計画整理業務

- ・ 令和7年度に作成した「福島国際研究機構の施設基本計画（別添参照）」の内容について、F-REI を取り巻く情勢の把握、建築設計の内容との整合確認、F-REI 及び施設整備関係者とのヒアリング等を通じて課題を整理する。

② 展示実施計画作成業務

- ・ F-REI の意向を踏まえて展示ストーリーを組み立て、展示構成表（展示アイテムリスト）に整理する。特に主要な展示については具体的なイメージができるように必要に応じて意匠図（スケッチ等）を作成する。また、各階の展示ゾーニング、平面意匠図等を作成し、展示ボリュームを明確化する。
- ・ 各施設における広報・情報発信スペースとの役割分担を踏まえ、本スペースが広報・情報発信拠点となることで各広報・情報発信スペースが効果的に情報を発信し、施設全体での交流を促す仕掛けづくりについて検討する。
- ・ 類似の展示施設が開館してからの運営体制を基に、展示・教育プログラムや人材育成、期間ごとの計画などを検討し、提示する。

③ 事業スケジュールの計画及び概算事業費の算出

- ・ 実施計画策定以降に行うべき内容を取りまとめ、開館までの事業スケジュールを作成する。
- ・ 類似の展示施設の事例等を参考に、リニューアルに係る今後の事業費とランニングコストのコストターゲットを設定する。

④ その他留意事項

- ・ 上記業務の中で必要に応じて建築設計等業務受注者との協議を行う。

2. 成果物

(1) 納入部数

- ・ 展示実施計画概要 5 部及び電子ファイル（PDF 形式）
- ・ 展示実施計画本編 5 部及び電子ファイル（PDF 形式）

(2) 納入期限

令和9年3月24日

(3) 納入場所

福島国際研究教育機構 総務部総務課

福島県双葉郡浪江町権現堂矢沢町6-1 ふれあい福祉センター2階

PDF 形式のデータの納品は、大容量ファイル転送サービス等を利用した納品とすること。

3. 成果物の取扱い

(1) 知的財産権の帰属

- ① 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ契約締結前に権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て F-REI に帰属するものとする。
- ② F-REI は、成果物について、複製、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾する場合には、受注者にその旨報告するものとする。
- ③ 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物等の内容について事前に F-REI の承認を得ることとし、F-REI は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- ④ 受注者は F-REI に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

(2) 検査

- ① 本業務の受注者は、成果物等について、納品から 7 日以内に F-REI 担当者に内容の説明を実施して検査を受けること。
- ② 検査の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について F-REI 担当者に説明を行った上で、納入期限までに再度納品すること。

4. 受注実績

直近 5 年間（令和 3 ～ 7 年度）に、国内の常設の展示面積 800 ㎡以上の科学館又は研究所併設の情報発信スペースの新設又はリニューアルに伴う展示計画若しくは展示設計委託を元請負として受注した実績が 2 件以上あること。

また、主たる担当者に、本業務の実施に資する経験があること。

なお、建築士、インテリアプランナー等本業務の実施に当たり必要となる資格を有する者が実施体制に含まれていることが望ましい。

5. その他留意事項

- ・ 受注者は本業務実施にあたり、F-REI 担当者と連絡を取り、業務実施内容等について適時、打合せ・協議を行うこと。
- ・ 受注者は本業務を進めるにあたり、必要な資料は F-REI 担当者から貸与する。

ただし、貸与する資料については、取り扱いに十分注意するとともに、破損・紛失等の重大な過失が生じた場合は、受注者がその責任を負うものとする。

- ・ 受注者は、業務上知りえた内容等を委託者の許可を得ず公表してはならない。本仕様書に疑義が生じた場合は F-REI 担当者に速やかに連絡し、その指示に従うものとする。

以上

福島国際研究教育機構

施設整備に係る広報・情報発信スペースの展示基本計画等

展示計画概要

福島からはじまる「明日」をともにつくる

F-REI | Co-Frontier Hub

- ・F-REIの最先端研究を通して、ともに（Co）新しい明日を切り拓く（Frontier）、多様な主体が集う拠点（Hub）
- ・広大なF-REI施設を効果的に活用し、訪れる施設に合わせたターゲット層ごとに情報発信スペースを3カ所で展開し、研究する人から、訪れる人まで、全ての人が交差する拠点とする

Co-Forward | とともに世界を変える。 —最先端研究の共創の場—

at 研究実験棟（研究広場）

- ・研究開発等で研究に従事する人たち
- ・各研究室に訪問する研究者・技術者
- ・企業関係者・技術者

《組織の内外から共創が生まれる場》

研究開発に従事する人たちが、互いにどのような研究を行っているのか、どのような実績を積み重ねているのか、どのようなステイクホルダーと協業関係にあるのか、どのようなプロジェクトを進行しているのか……

研究室間・研究者間で共創が生まれるようなF-REI各研究室の専門的な情報や最新の協働情報などが発信され、それをしっかりと見ることができる展示拠点。

Co-Fukushima | 福島からはじまる。 —福島に根付くF-REIの活動を供する場—

at 本部機能支援棟①（情報コーナー）

- ・福島に住む地域住民
- ・自治体・行政関係者
- ・初めてF-REIを訪れる人
（研究者・技術者／企業関係者・技術者）

《福島という地域に根ざした活動が生きる場》

F-REIの研究がどのように福島で共創や協業・実証実験などとして実践されているのかを紹介する場。関わる人が「おらがエフレイ」と誇れる、情報と人が行き交う展示拠点。

※支援棟②より先に竣工するため情報発信スペースのプレ展示として活用することも検討

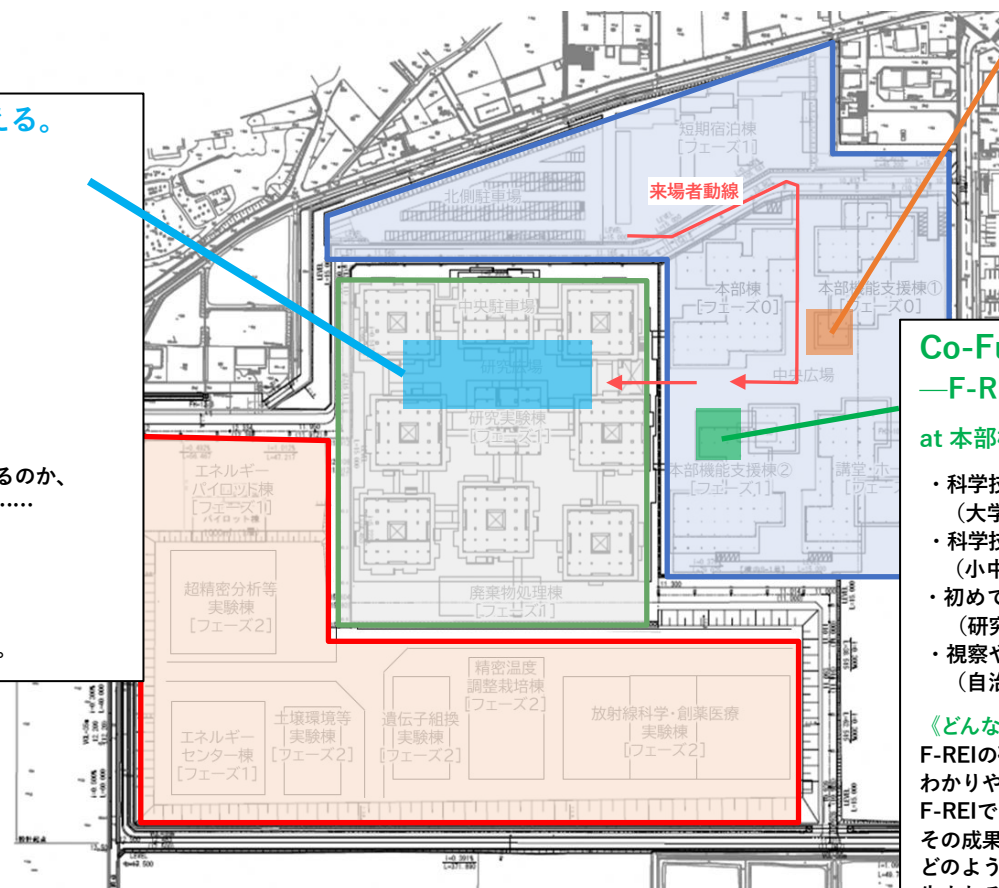
Co-Futures | 未来をソウゾウする。 —F-REIの研究と産業化と出会う場—

at 本部機能支援棟②（情報発信スペース）

- ・科学技術に興味を持つ次世代育成世代
（大学生・大学院生・専門学校生）
- ・科学技術に興味を持つ次世代育成世代
（小中高生・教員・保護者）
- ・初めてF-REIを訪れる人
（研究者・技術者／企業関係者・技術者）
- ・視察や情報収集に訪れる人
（自治体・行政関係者等）

《どんな人でも最先端研究に触れられる場》

F-REIの研究開発やその先の未来像・世界観について、わかりやすい体験で学ぶことができる、メインの展示拠点。F-REIでどのような研究が行われているのか、その成果がどのように生活に活かされていくのか。どのような人が研究しているのか。5つの森をめぐる、生まれる未来をソウゾウする。



展示計画概要

広報情報発信スペース 展示コンセプト案

コ・フューチャーズ

Co-Futures | 未来をソウゾウする。

- 広報情報発信スペースの機能
- ・ F-REIについてや、F-REIの研究開発、ビジョンなどについてを、わかりやすく・体験として学ぶことができる、メインの展示拠点。
 - ・ F-REIの研究・取り組みやともにつくりだすためのヒントを探究・発見できる体験性と、アテンドあり・なしの場合にも対応したストーリー設計を行う。
 - ・ より詳細な解説を深堀できる仕組みと、若年層や地域の市民など科学技術に明るくない人にとっても易しい解説を提供する仕組みを両立させる。
 - ・ ターゲットごとの理解度に合わせた解説を提供する、AIを活用した対話型の展示解説システムの導入も視野に実現性を考慮しながら検討を進める。
 - ・ 協働を希望する人に向けて、問い合わせの窓口の用意も検討する（**ターゲット層A**へ変化する人＝協働の可能性のある人をキャッチする）

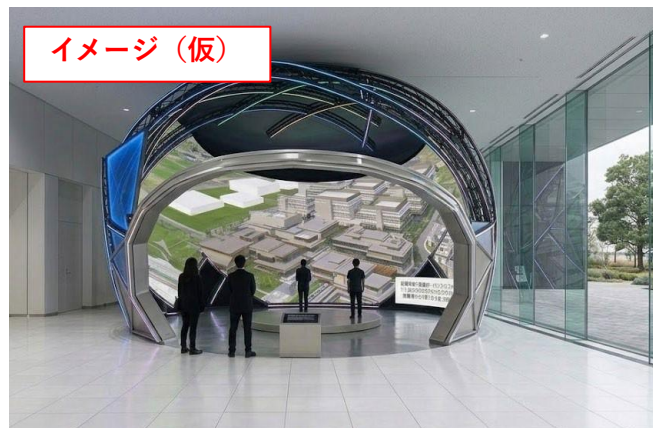
想像・創造

展示体験 F-REIでどのような研究が行われているのか、生活に活かされていくのかを堪能する場。5つの森を探索して、生まれる未来をソウゾウする。

STEP 1 F-REIと出会う

はじまりの巣（創造的復興の希望）

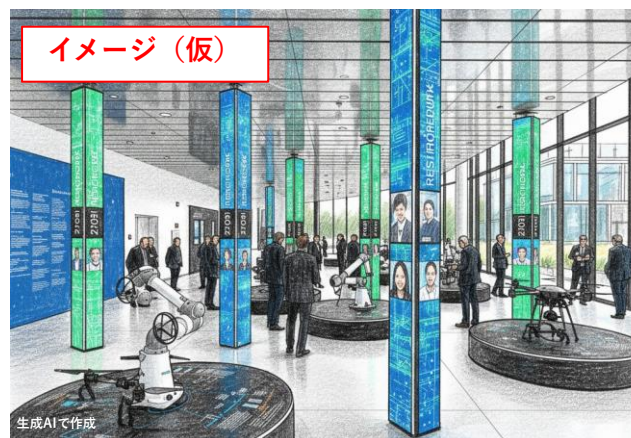
福島が日本の科学技術をリードする研究拠点として生まれ変わる「創造的復興」のビジョンを導入。F-REIのロゴを模した鳥の巣のインスタレーションと導入映像で出迎え、未来を切り拓く希望の種（研究）があることを伝える。



STEP 2 F-REIをめぐる

未来を切り拓く種（研究成果＝シーズの紹介）

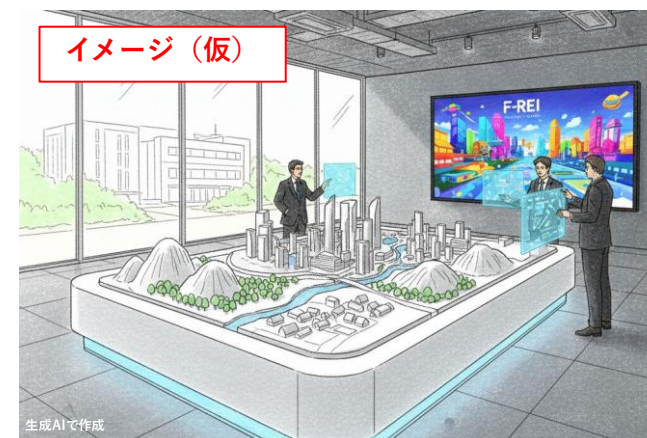
F-REIの最新研究成果の展示を森のように広がっている展示空間で展開。実際に実物にも触れられることができるほか、研究成果の追加など、アップデートができるようにするなど森のように新陳代謝する展示を目指す。



STEP 3 F-REIとつくる

ともにつくる明日（自分事化／ニーズの発掘）

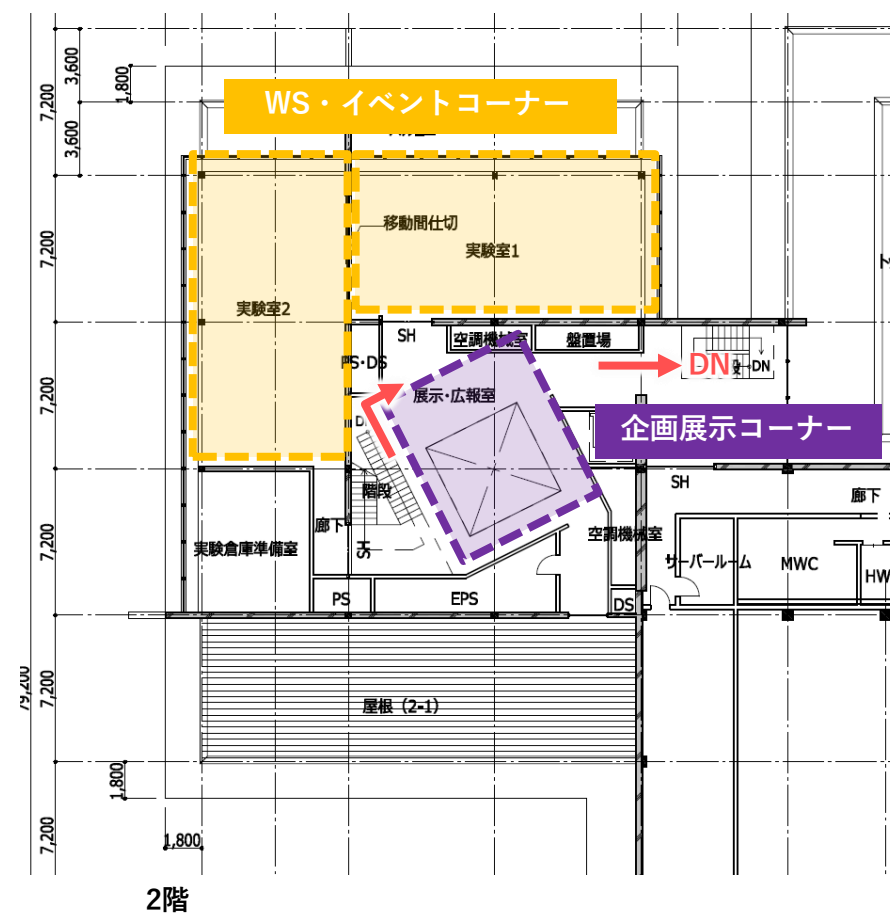
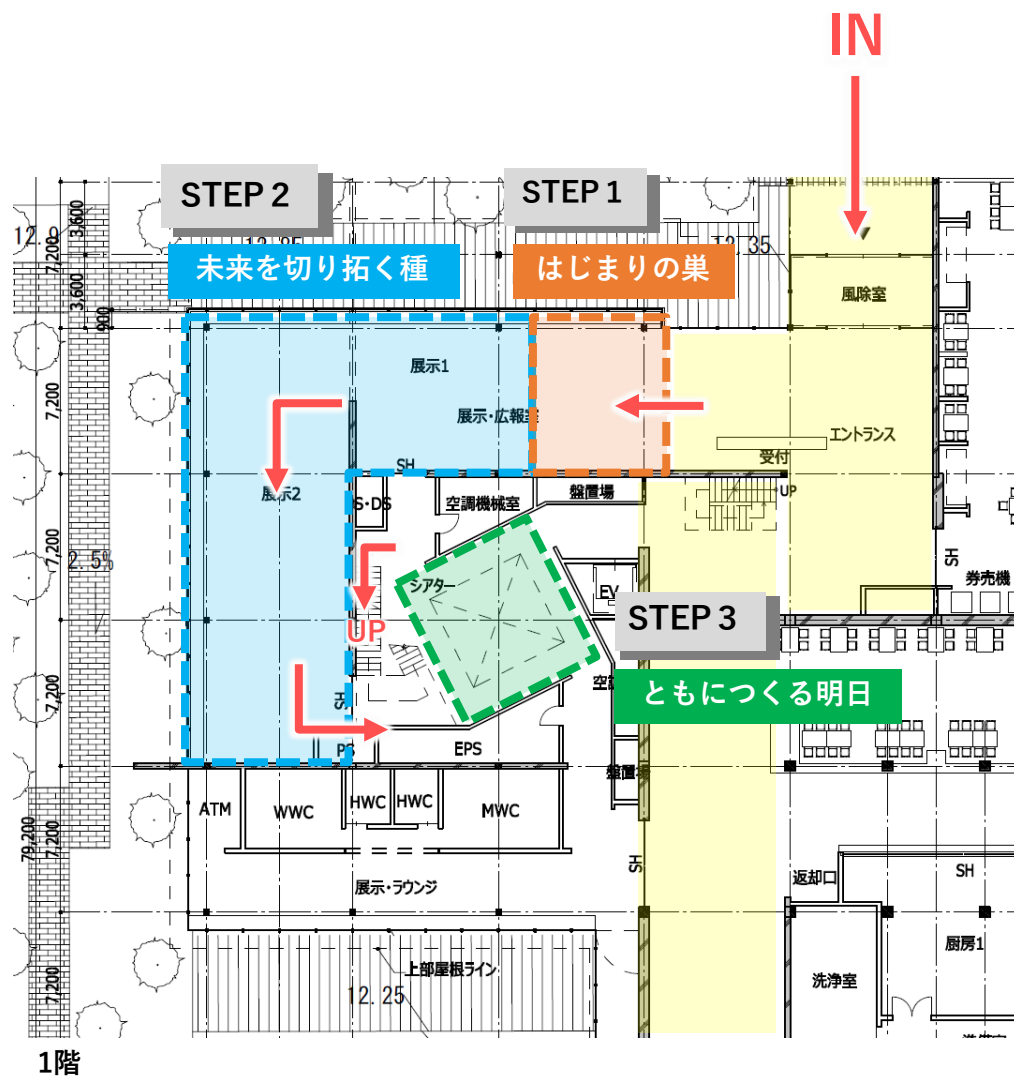
F-REIの研究がどのように自分たちの生活や身近に生かされていくのかを、ジオラマや映像などを通してわかりやすく、楽しく伝える。「未来を切り拓く種」で学んだこと、楽しんだことのまとめとして、自分事にしてもらう展示を目指す。



展示計画概要

コ・フューチャーズ

Co-Futures | 未来をソウゾウする。



展示計画概要

コ・フューチャーズ

Co-Futures | 未来をソウゾウする。

STEP 1

F-REIと出会う

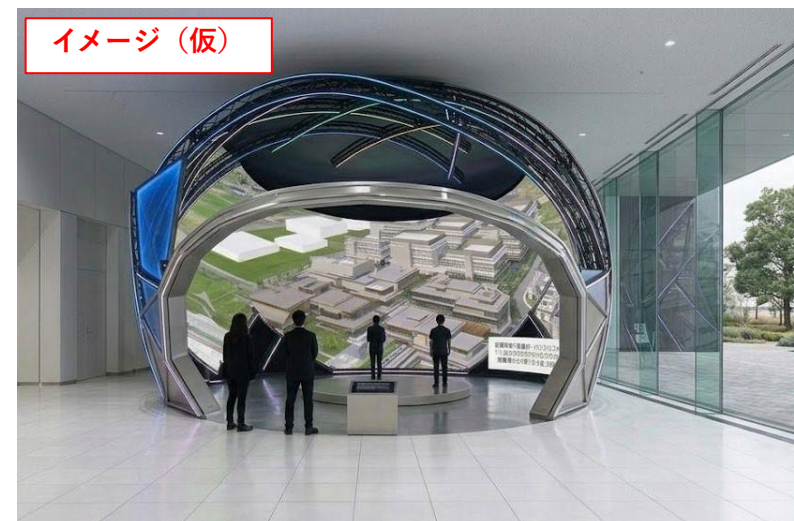
はじまりの巣（創造的復興の希望）

■展示のねらい

福島が日本の科学技術をリードする研究拠点として生まれ変わる「創造的復興」のビジョンを導入。F-REIのロゴを模した鳥の巣のモニュメントと導入映像で出迎えることで、未来を切り拓く希望の種（研究）があることを伝える。

シンボル展示：はじまりの巣

F-REIのロゴをモチーフとした鳥の巣のインスタレーションシアター。
展示室の入口を兼ねることで、鳥の巣の間をくぐって中に入る＝F-REIの世界に入り込むことを象徴する。



導入映像：

巣＝F-REI、ひな鳥＝来場者として、未来を切り拓く種（研究成果）を探しに行こう～

「鳥の巣」は「ひな鳥が旅立つ場」でもあることから、
F-REIという「アイデアが生まれる場」が未来を切り拓く可能性を持って福島～世界へ飛び立つ世界観をシンボル展示内の導入映像として展開。

F-REIで実る「アイデアの種（＝最新の研究成果）」を探しにいこう……という流れで、
F-REIの創造的復興のビジョンを来場者へ伝えると共に、展示室へ向かいたくなるストーリーラインをつくる。

展示計画概要

コ・フューチャーズ

Co-Futures | 未来をソウゾウする。

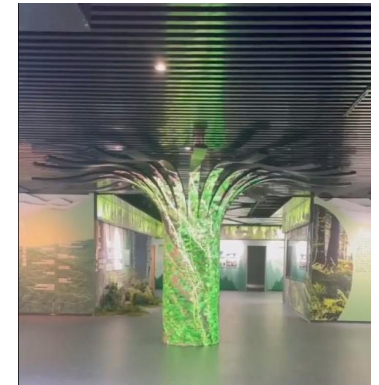
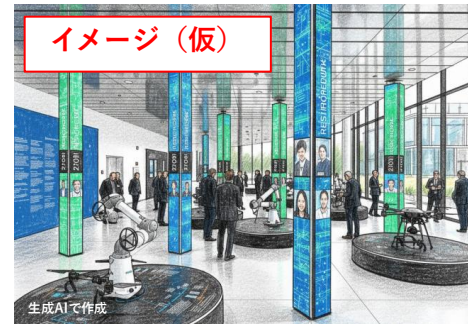
STEP 2

F-REIをめぐる

未来を切り拓く種（研究成果＝シーズの紹介）

■展示のねらい

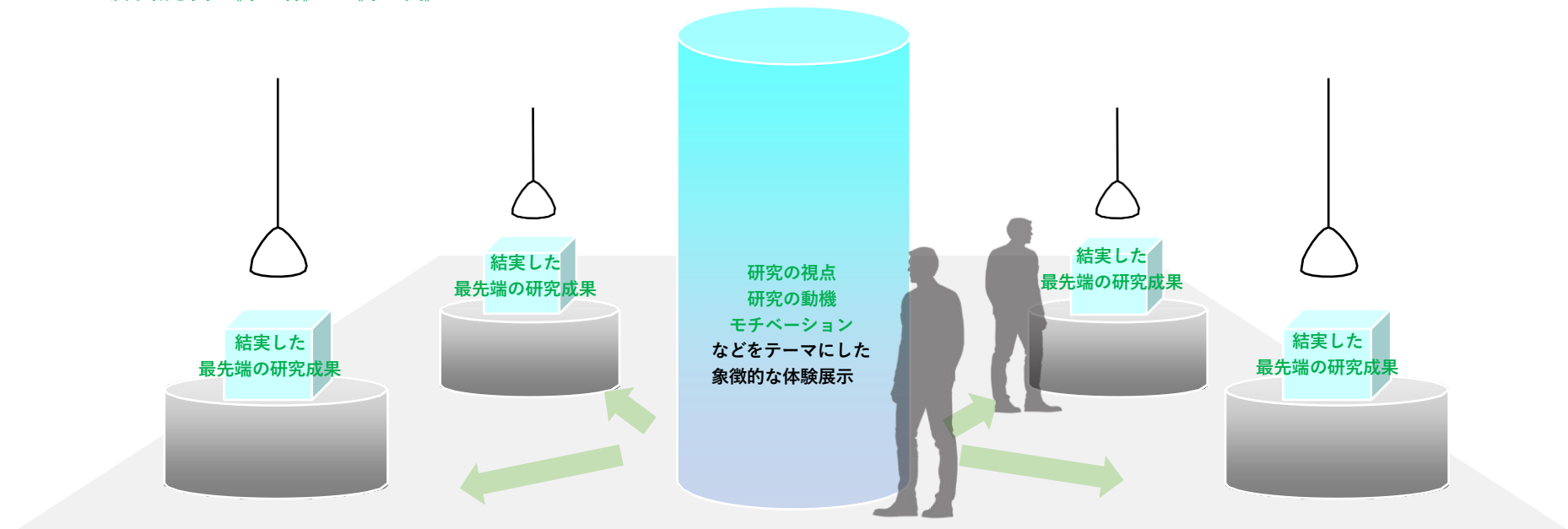
F-REIの最新研究成果の展示を森のように広がっている展示空間で展開。実際に実物にも触れられることができるほか、研究成果の追加など、アップデートができるようにするなど森のように新陳代謝する展示を目指す。



【Co-Forest 展示空間 構成概念】

5つの研究分野、それぞれが持つ「視点」「研究の動機」「研究者のモチベーション」といった“なぜ研究をするのか”という根源的な問いを「木の幹」のような存在と捉えて、各分野の中心に象徴的に立たせた展示とする。問いに触れると反応があるようなインタラクティブな体験性を持たせるなど、体験性の高い展示とすることを検討。また、「木の幹」から伸びていく先に、結実した「最先端の研究成果」が置かれており、実物に触れたり操作したり、解説を読んで楽しむことができる。各分野のメインの体験を「木の幹」とすることで、「木の实」である研究成果が更新されたり、追加されるなどの新陳代謝にも対応可能。

Co-Forest 展示概念図 《木の幹》と《木の实》



展示計画概要

コ・フューチャーズ

Co-Futures | 未来をソウゾウする。

STEP 2 F-REIをめぐる 未来を切り拓く種（研究成果＝シーズの紹介）

各分野を《木の幹》として据えつつ、研究成果の《木の实》は研究室の数を問わず4〜5個に統一する。（分野によっては、1つの研究テーマを分割して展示する）
研究成果は、可能な限り体験展示化するものの、難しい場合はグラフィックを中心とした後生とする。

機械と知能の樹

ロボット分野

《木の幹》

- ・人が行けないところ／人ができないことを、代わりに作業してくれる存在が欲しい
- ・どうしたら、長い間エネルギーを持続できるロボットをつくれるだろう？
- ・人が操作しなくても自分で動いてくれるロボットには何が必要？

……など

《木の实》研究成果

- ・ものの柔らかさが触覚として伝わった！〈リアルハプティクス〉

→実物を体験装置化など

- ・自分で見て・聞いて・判断するロボットのAIをつくりたい！

〈ロボットの自律化〉

→テーブル上で

ミニロボットを自律稼働など

- ・ドローンを飛ばし続けられる、新しい“電池”はなんだ！？

〈次世代燃料電池〉

→燃料電池の実物展示など

- ・人の作業を支える「パワードスーツ」がほしい！〈アクチュエータ〉 →腕部分だけ体験装置化など

生命と大地の樹

農林水産業分野

《木の幹》

- ・少ない人で、たくさん農作物をつくるには？
- ・安心して食べられる作物をつくるためには？
- ・もっとおいしい作物をつくれるようになるためには？

……など

《木の实》研究成果

- ・農家の“カン”を科学的に解明したい！〈アグロエコロジー〉

→グラフィック等

- ・有機栽培の仕組みを解明できれば、おいしい作物がつくれる！

〈アグロエコロジー〉

→グラフィック等

- ・その土、だれが耕してくれたんだろう？土の生き物を知ろう！

〈土壌のデザイン〉

→生き物の模型展示など

- ・作物にとって良い土ってなんだ？〈土壌のデザイン〉

→実際の土の展示など

循環とエネルギーの樹

エネルギー分野

《木の幹》

- ・これからの時代に必要なエネルギーってなに？
- ・CO2を出さずにエネルギーを作る事なんてできるのか？
- ・自然界からエネルギーをわけてもらえないだろうか？

……など

《木の实》研究成果

- ・次のエネルギーをつくるのは水素だ！〈水素の挙動分析〉

→グラフィック・ゲーム化等

- ・安定して水素をコントロールして、電力を作れるように！

〈水素の挙動分析〉

→グラフィック等

- ・森林から出た“ゴミ”をエネルギーに変える！

〈森林バイオマス〉

→グラフィック等

- ・どのように森林や土壌を調整すれば、効率よくエネルギーをとりだせる？〈森林バイオマス〉

→グラフィック等

医療と健康の樹

放射線科学と医療分野

《木の幹》

- ・治しにくい病気…がんとかは治せないの？
- ・もっと身体の隅々を検査できる方法はないか？
- ・新しい薬をつくるためには、どのように開発したら良い？

……など

《木の实》研究成果

- ・くだもの中身を透視する！〈RIイメージング〉

→体験装置化（ディスプレイなどで簡易再現）など

- ・ピンポイントで必要な部分を透視する方法〈RIイメージング〉

→グラフィック等

- ・X線を使うレントゲン検査の次は、ガンマ線を使う検査だ！〈放射線計測学〉

→グラフィック等

- ・がん治療の新しい希望、身体の中からがんをピンポイントで薬を届ける！〈核医学治療〉

→グラフィック等

復興と減災の樹

原子力災害分野

《木の幹》

- ・放射性物質は本当に福島からなくなるのだろうか？
- ・みんなが安全にくらすには、何が足りない？
- ・3.11の複合災害を、後生へと伝え続けるには？

……など

《木の实》研究成果

- ・放射性セシウムのふるまいを解明して、安全を確認〈環境動態〉

→体験装置化（ディスプレイなどで簡易再現）など

- ・放射線の影響は本当になかったのか、データを蓄積〈防災・減災〉

→グラフィック等

- ・3.11の教訓を、他の地域でも取り入れられる形に。

〈大規模災害レジリエンス〉

→体験装置化（ワークショップ等を疑似再現）など

- ・多くの命を救うための、これからの防災〈大規模災害レジリエンス〉

→グラフィック等

展示計画概要

コ・フューチャーズ

Co-Futures | 未来をソウゾウする。

STEP 2 F-REIをめぐる 未来を切り拓く種（研究成果＝シーズの紹介）

《木の幹》の展示例

機械と知能の樹 ロボット分野

「視点」「研究の動機」「研究者のモチベーション」といった

“なぜ研究をするのか”という根源的な問いを「木の幹」のような存在として展示化

〈モチベーション〉

→人が行けないところ／人ができないことを、代わりに作業してくれる存在が欲しい

→人がやるとしんどいことを、支えてくれる／代わってくれる存在が欲しい

→それらを総じて「ロボット」にやってもらいたい

〈視点（モチベーション実現のための課題）と研究の動機〉

→わたしたちの暮らしは、「人が使うこと」を大前提にできている

→人の感覚や身体を再現できると、「人と同様に」作業できるかも！

→人にとっての食事と同じく、ロボットもエネルギーをどうにかしないといけない

→どのようにエネルギーを持続させる？バッテリー意外に可能性はないのか！？

→機械が人間の筋肉のようになめらかに動くことって、実はかなり難しい

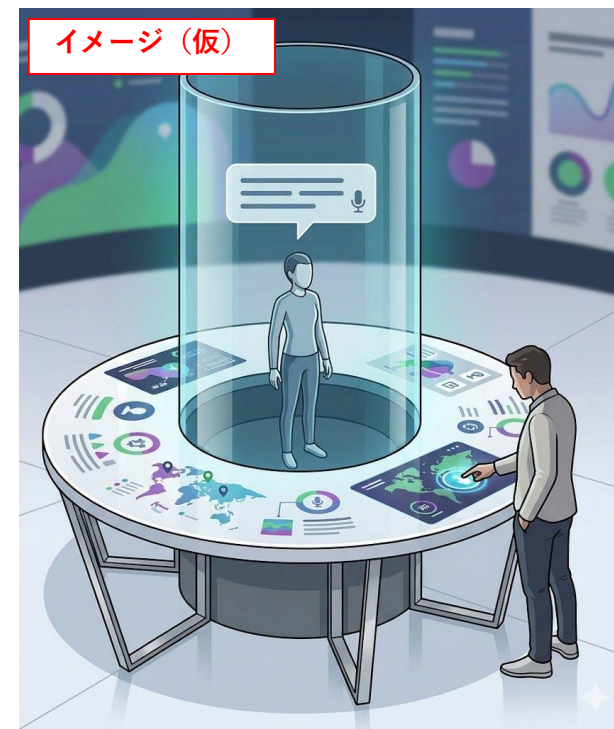
→人間の筋肉に代わる、「動力」と「関節」の構造はどんなものがよいだろう！？

→機械が自分で「見て」「考えて」「動く」ことを同時にこなすのは、かなり難しい

→災害現場で支えてくれる「見る」「考える」「動く」ができるロボットはつくれないか！？

▶展示体験

- ・LEDタッチモニターテーブル+LED柱の構成で、背景映像が常に流れている。
- ・テーブルで研究者の視点や動機、モチベーションを詳細に閲覧できる。
- ・気になったアイデアを木の幹に送り出すと、それが天井まで登って行って、該当の木の实（研究成果）をガイドされる。
- ・木の幹部分に研究者がバーチャルで現れて、バーチャルで研究者と対話、または擬似的に研究者から話が聞ける。
- ・テーブルで簡単な体験展示も可能であれば設置。
（研究のモチベーションや視点に気づけるような、現時点での課題を追体験できる体験装置など）



展示計画概要

コ・フューチャーズ

Co-Futures | 未来をソウゾウする。

STEP 2 F-REIをめぐり 未来を切り拓く種（研究成果＝シーズの紹介）

《木の実》（各研究ユニット）の展示例

機械と知能の樹

ロボット分野

アイデア例

▶「アバターハンド・キャッチ」体験

ものの柔らかさが感覚的にわかれば、遠隔操作しやすくなる！

〈リアルハプティクス〉

- ・「リアルハプティクス（力触覚）」技術を搭載した遠隔操作ロボットの実物を体験装置化。アクリル箱内にあるロボットアームを、手元のマスターアームで操作する。
- ・制限時間内に、箱内のやわらかい積み木を組み立てるゲーム形式
- ・ハプティクスフィードバックの「なし」と「あり」で、どれくらい難易度が変わるのかを体験



生命と大地の樹

農林水産業分野

アイデア例

▶「土壌ブレンディング」体験

天然の「いい土」を、ブレンドして再現する！

〈土壌のデザイン〉

- ・土壌のバランスを、ゲーム形式で体験装置化。土のブレンド～植物の育成具合まで、デジタル端末（タッチモニター等）で体験。
- ・粘土、砂、腐植のバランスを体験者が決めて、「じぶんブレンド」の土を作成。
- ・じぶんブレンドの土で植物を育つと、どれくらい元気に成長するのか……デジタル上で再現。体験者は、ブレンドを繰り返してつくてみてどのような土が「いい土」なのかを探してみる。
- ・体験端末に並べて、実際の土も保存展示。



展示計画概要

コ・フューチャーズ

Co-Futures | 未来をソウゾウする。

STEP 2 F-REIをめぐり 未来を切り拓く種（研究成果＝シーズの紹介）

《木の実》（各研究ユニット）の展示例

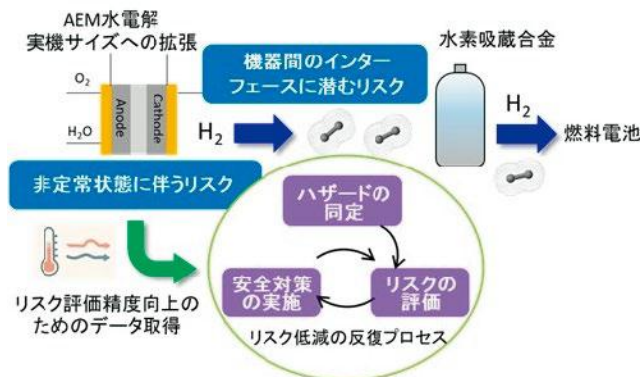
循環とエネルギーの樹 エネルギー分野

アイデア例

▶「安全に水素をつくってはこべ！」体験

水素の挙動が理解できれば、水素エネルギーが使いやすくなる！
〈水素の挙動分析〉

- ・水素の生成や保存、運搬に関わるリスクを、ゲーム形式で体験する展示。
- ・非定常状態に伴うリスク、機器間のインターフェースに潜むリスクなどをわかりやすく「水素挙動による影響」として簡素化し、それぞれのリスクに対策を講じることで水素を安全に扱えることを学ぶ。
- ・最先端研究として、少し難しい話を伴いながら装置化する。
- ・電気分解装置、燃料電池装置などの実物も併せて展示



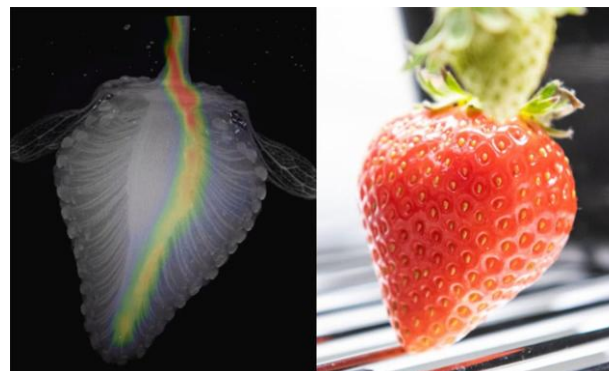
医療と健康の樹 放射線科学と医療分野

アイデア例

▶「植物イメージング」体験

くだもの中身を透視して、よりおいしいものを育てる！
〈RIイメージング〉

- ・果物（いちご等）のイメージングを疑似体験する展示。
- ・非破壊で中身をイメージングする方法をいくつか疑似体験
- ・最新研究として、物質動態を見て、なにがよいのかを解説。



復興と減災の樹 原子力災害に関するデータや知見の集積・発信分野

アイデア例

▶みんなでつくる「レジリエンス」体験

命を守るために、あなたは何が必要だと思いますか？
〈大規模災害レジリエンス〉

- ・研究のデータ収集を兼ねた、展示体験。
- ・防災・減災などについて、どのように対策をしていくべきか、どのような街の防災インフラが必要か、ワークショップを再現するような形でデジタル端末を設置。
- ・来場者は自身がどのような防災意識を持っているか自覚できるうえ、他の人の防災意識と比較することができる。一方で研究者は、回答者の割合や意見などからデータを研究用のデータを収集することができる。



展示計画概要

コ・フューチャーズ

Co-Futures | 未来をソウゾウする。

STEP 3 F-REIとつくる

ともにつくる明日（自分事化／ニーズの発掘）

■展示のねらい

F-REIの研究がどのように自分たちの生活や身近に生かされていくのかを、ジオラマや映像などを通してわかりやすく、楽しく伝える。「未来を切り拓く種」で学んだこと、楽しんだことのまとめとして、自分事にしてもらう展示を目指す。

▶ 展示体験

ジオラマ＋プロジェクションマッピング＋ARの組み合わせで、未来の「まちづくり」体験できる、ゲーム形式の体験型展示。

ジオラマに併設されるタブレットで、「未来を切り拓く種」で体験してきたそれぞれの種（研究成果）と、くらしのシーンを掛け合わせることで、新しい可能性が切り拓かれ、プロジェクションでジオラマに反映されていく。

ARカメラを定点で用意し壁面に投影することで、ドローン飛行や人の営みの変化、くらしの変容などがより詳細にわかるようにする。

また、ゲーム形式で時間進行と取捨選択を取り入れることで、「2050年に実現してほしい、わたしの未来の街」を遊びながらつくれるようにして、F-REIの研究開発が産業化した未来を想像しながら創造する機会をつくる。

中学生～大学生の育成世代にはキャリアの可能性を感じ取ってもらい、福島の市民には「自身と協働可能かもしれない」「してみたい」という期待感を持ってもらう。

▶ 展開例

- ▶ 「ロボット分野」の「リアルハプティクス」と「電話」を組み合わせると、遠くの人とふれあいながら通話できる新技術が生まれ、テレコミュニケーションに革新が生まれる
- ▶ 「燃料電池（水素）搭載ドローン」と「物流」を組み合わせると、ラストワンマイルの配送をドローンに任せられるようになる
- ▶ 「レジリエンス・ワークショップ」と「スーパーマーケット」を組み合わせると、人々が防災活動を活発に行うようになり備蓄倉庫やインフラ整備が進む

など……



(別添 3)

福島国際研究教育機構施設整備に係る広報・情報発信スペースの 展示実施計画策定支援業務に関する提案書作成・審査要領

福島国際研究教育機構

本書は、福島国際研究教育機構（以下「F-REI」という。）の施設整備に係る広報・情報発信スペースの展示実施計画策定支援業務に関する提案書の作成、審査等の要領を提示するものである。

I 提案書作成要領

1. 提案書の構成及び作成方法

以下に、「福島国際研究教育機構施設整備に係る広報・情報発信スペースの展示実施計画策定支援業務に関する提案書の評価基準」（以下「評価基準」という。）から「評価項目」及び「要求要件」を転載する。

評価項目			要求要件
大項目	中項目	小項目	
1. 仕様書の遵守			仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。
2. 業務の理解			業務の背景及び目的を踏まえた上で提案されていること。
3. 業務の実施方法			
	3. 1. 仕様書 1 (5)①の提案		F-REI 及び施設整備関係者とのヒアリング等の実施計画概要案を具体的に作成し、提案すること。
	3. 2. 仕様書 1 (5)②の提案		作成する展示実施計画等の資料を、F-REI の意向やこれまでの検討内容を踏まえたものとするための工夫及び建築の専門知識がない者にも理解がしやすいものとするための工夫について、具体的に提案すること。
	3. 3. 仕様書 1 (5)③の提案		実施計画策定以降開館までの事業スケジュール及び概算事業費作成に係る実施内容や手順を具体的に提案すること。
4. 追加的業務の提案			仕様書の目的を達成するために必要と考えられる追加的業務の提案があれば、具体的に記述されていること。
5. 業務の実施体制			
	5. 1. 主たる担当者の資格、経験		主たる担当者が有する本業務の実施に資する資格や経験を記載すること。

	等	
	5. 2. 執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、従事者の役割分担、人数、本業務の実施に資する資格や経験等が分かるようにまとめること。
	5. 3. 情報保全の履行体制	本業務で得た情報の保全についての履行体制が具体的に示されていること。また、情報漏えい等が発生した場合の対応について具体的に示されていること。
6. 組織の実績		直近5年間（令和3～7年度）に、国内の常設の展示面積 800 m ² 以上の科学館又は研究所併設の情報発信スペースの新設又はリニューアルに伴う展示計画若しくは展示設計委託を元請負として受注した実績が2件以上あることについて、年度ごとの件数、発注元法人名を記載すること。
7. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定等（えるぼし認定等、くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定）の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。

提案書は、上記評価項目に基づき、次に従って作成すること。

- (1) 「1. はじめに」の項を冒頭に設け、「本書は、『福島国際研究教育機構 施設整備に係る広報・情報発信スペースの展示実施計画策定支援業務 仕様書』に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものです。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置付けて行うものとします。」と必ず記載すること。

このため、提案書の作成に当たっては、仕様書に反し、又は矛盾する事項がないか十分に点検すること。なお、提案書が仕様書に反し、又は矛盾すると認められた時は、評価項目「1. 仕様書の遵守」に基づき、当該提案書は不合格とする。

- (2) 「2. 業務の理解」以降は、上記評価項目に従い、各評価項目を目次とし、それぞれの要求要件に基づき提案書を作成すること。記述上の必要性に応じ、各評価項目内を細分化して目次立てすることは差し支えない。

- (3) 提案書に詳細に記載するより添付資料を参照したほうが分かりやすい事項については、提案書中に「△については、別添資料○参照」と記載し、資料添付を行うことは差し支えない。ただし、添付資料が大部にわたる場合は、必ずその要点を提案書中に記載すること。「評価項目」及び「要求要件」との関係が容易に分かり難い添付資料は、添付されなかったものとみなすことがある。

- (4) 提案書は、難解な専門用語には注釈を付すなど、専門家以外でも理解でき、審査可能なように平易な記述に努めること。
- (5) 業務の実施体制には、建築士、インテリアプランナー等の資格を有する者が含まれることが望ましい。
- (6) 提案書の内容について、資格、実績等を証明する書類がある場合は、写しを添付すること。

2. 提案書様式、提出部数等

提案書は、別添様式に従い作成すること。記載上の必要に応じて様式を変更しても差し支えないが、様式の変更は必要最小限にとどめること。

提案書は、添付資料を含めて綴じこんだ一式を6部提出すること。

F-REI から連絡が取れるよう、提案書上に連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記載すること。

3. 提案書のヒアリング

ヒアリングは必要に応じて実施することとし、実施する場合は別途連絡するものとする。

実施する場合、入札者は、F-REI が指定する日時、場所において、F-REI に対し自らの提案書の内容について説明を行わなければならない。

説明者は、原則として本業務を請け負った場合における実施責任者に当たる者として、説明の時間は約15分とし、その後、適宜質疑応答を行うものとする。説明に当たっては、必要に応じて提案書の要点を示す要約版資料を用意しても差し支えないが、当該要約版資料は審査対象とはしない。

4. 留意事項

落札した者が提出した提案書は、原則、仕様書とともに契約書に添付され、「福島国際研究教育機構 施設整備に係る広報・情報発信スペースの展示実施計画策定支援業務」の実施計画書となるものであり、確実に実施可能な内容として作成すること。提案書に従った履行がなされない場合は、債務不履行として契約解除及び損害賠償請求の事由となる。

Ⅱ 提案書の審査及び落札決定の方法

1. 落札方式及び得点配分

(1) 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、Ⅱ 1. (2) によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。

- ② 評価基準中、必須とされた評価項目の基礎点を全て獲得していること。

(2) 総合評価点の計算方法

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点（満点 200 点）

※ 技術点は、機構に設置する提案書審査委員会の各委員（以下、「評価者」という。）による採点結果の平均値を算出し、小数点以下を切り捨てたものとする。

価格点＝ $100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$

※ 価格点は、上記式により数値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

2. 提案書審査（技術点の採点）の手順

- (1) 入札資格を有する者から提出された提案書について、評価基準に基づき、必須とされた項目の基礎点に係る評価を評価者が行う。評価者ごとの評価結果を踏まえ、必須項目ごとに基礎点の獲得の可否を判断する。全ての必須項目の基礎点を獲得した提案書を合格（基礎点を付与）とし、それ以外の提案書は不合格とする。
- (2) II 2. (1) で合格した提案書について、評価者ごとに評価項目の加点部分の評価を行い、基礎点と合計した採点結果を記入する。評価者ごとの採点結果の技術点について、その平均値を算出する。

3. 落札決定

II 2. による技術点に、当該提案書に係る入札価格に基づく価格点を加算し、総合評価点を算出する。各提案書の総合評価点を比較し、最も高い数値を得た提案書の提出者を落札者とする。

(別添 4)

**福島国際研究教育機構施設整備に係る広報・情報発信スペースの展示実施計画
策定支援業務に関する提案書**

提案書作成責任者

＜企業名／団体名及び所属、氏名＞

＜電話番号、メールアドレス＞

1. はじめに

本書は、福島国際研究教育機構施設整備に係る広報・情報発信スペースの展示実施計画策定支援業務に係る仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものです。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものとします。

2. 業務の理解

(作成注)

仕様書 1. (2) の目的及び (5) 業務内容を踏まえ、技術的課題について、
①どのような課題が考えられるか、②課題解決に必要な調査や情報、を明らかにした上で論じてください。

--

(※) A 4 版 2 枚以内とする。

3. 業務の実施方法

(作成注) 仕様書 1 の (5) に掲げたそれぞれの項目について、技術的観点から検討すべき具体的事項をご提案ください。

(項目ごとに A 4 版 1 枚以内。項目ごとに複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。)

ア. 仕様書 1. (5) ①にかかる技術的検討	
事項名	
検討が必要な理由：	
検討に必要な手順、資料等：	
イ. 仕様書 1. (5) ②にかかる技術的検討	
事項名	

検討が必要な理由：	
検討に必要な手順、資料等：	
ウ．仕様書 1．（５）③にかかる技術的検討	
事項名	
検討が必要な理由：	
検討に必要な手順、資料等：	

4．追加的業務の提案（任意）

（作成注） 本業務の目的を達成するために必要と考えられる追加的な業務があれば、具体的に提案してください。

--

（※） A 4 版 1 枚以内とする。

5．業務の実施体制

（１）本業務に従事する主たる担当者

氏 名		生年月日	
所属・役職		経験年数（うち本業務の類似業務従事年数）	
		年（ 年）	
専門分野			
所有資格			
経歴（職歴／学位）			
類似業務等の実績			
業務名	業務内容	履行期間	
		年 月～ 年 月	
業務従事期間中における本業務以外の主な手持ち業務の状況			
業務名	業務内容	履行期間	
		年 月～ 年 月	

（２）主たる担当者以外であって本業務に従事する者

本業務における役割	氏名	所属・役職	専門分野

(3) 本業務で知り得た情報の保全についての履行体制及び情報漏えい等が発生した場合の対応

様式は問いませので、情報保全の履行体制と情報漏えい等が発生した場合の対応を規定した資料をご提示ください。

6. 組織の実績

業務名			
発注機関（名称、所在地）			
（受託者名）			
（受託形態）			
履行期間			
業務の概要			
技術的特徴			
主たる担当者の従事の有無			

注1 本様式は、A4版4枚以内に記載すること。

注2 業務名は10件まで記載できるものとする。

注3 発注機関が公的機関である場合はその名称、所在地を記載すること。

注4 発注機関の受注形態欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注5 業務の概要の欄には、展示面積を含め、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注6 実績を証明するものとして、契約書写し（契約書が存在しない場合、また下請の場合は注文書・請書の写しでも可）を添付すること。

7. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無：	
認定等の名称：	（認定段階： ） （計画期間： ○年○月○日～ ○年○月○日）

- 注1 えるぼし認定、プラチナえるぼし認定、くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定及びユースエール認定については、認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主（常時雇用する労働者が 100 人以下のもの）が努力義務により届出たものに限る。）については、労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。
- 注2 認定段階については、えるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
- 注3 事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得しており、かつ、提案書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。

(別添.5)

福島国際研究教育機構 施設整備に係る広報・情報発信スペースの展示実施計画策定支援業務に関する提案書の評価基準

評価項目			要求要件	評価区分	得点配分			技術上の基準		加点の採点	
大項目	中項目	小項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点		
1. 仕様書の遵守			仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。	必須	10	10	-	・提案書が全体として仕様書を遵守しており、業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する内容がないこと。	-	-	
2. 業務の理解			業務の背景及び目的を踏まえた上で提案されていること。	必須	10	10	-	・業務の背景及び目的を的確に理解し、妥当な内容であること。	-	-	
3. 業務の実施方法											
	3. 1. 仕様書 1 (5) ①の提案	F-REI及び施設整備関係者とのヒアリング等の実施計画概要案を具体的に作成し、提案すること。	必須	30	10	10	・提案された実施内容が具体的に適切なものであること。	・提案された実施手法に、令和7年度に作成した基本計画の内容の課題を整理するための優れた工夫が見られるか。	-	-	
						10		・課題の分析がされており、また視覚的に分かりやすい資料を作成するための工夫が具体的に示されているか。			
	3. 2. 仕様書 1 (5) ②の提案	作成する展示実施計画等の資料を、F-REIの意向やこれまでの検討内容を踏まえたものとするための工夫及び建築の専門知識がない者にも理解がしやすいものとするための工夫について、具体的に提案すること。	必須	40	20	10	・提案された実施内容が具体的に適切なものであること。	・提案された実施手法に、F-REIの意向やこれまでの検討内容を踏まえたものとするための工夫及び建築の専門知識がない者にも理解がしやすいものとするための優れた工夫が見られるか。	-	-	
						10		・成果物が建築の専門的知識を有していない者にも視覚的に分かりやすい資料を作成するための工夫が具体的に示されているか。			
	3. 3. 仕様書 1 (5) ③の提案	実施計画策定以降開館までの事業スケジュール作成及び概算事業費作成に係る実施内容や手順を具体的に提案すること。	必須	30	10	10	・提案された実施内容が具体的に適切なものであること。	・提案された実施手法に、本業務で作成する事業スケジュール及び概算事業費の実現性を高めるための優れた工夫が見られるか。	-	-	
						10		・事業スケジュールの実現可能性を高めるための工夫が具体的に示されているか。 ・概算事業費の精度を高めるための工夫が具体的に示されているか。 ・類似展示施設の事例の分析手法について、具体的に示されているか。			
4. 追加的業務の提案			仕様書の目的を達成するために必要と考えられる追加的業務の提案があれば、具体的に記述されていること。	任意	20	-	20	-	・広報・情報発信スペースを、多様な主体が集い、交流・連携することができる空間とするための追加的業務が具体的に、展示コンテンツや手法の具体化、建築設計の進捗に合わせた施設計画などの検討についての独創性があるか。 ・過去に受注した案件で本件と類似する施設がある場合は、当該施設の見学会を実施するなど、F-REI側がイメージしやすくなり、議論が活発化するための具体的な工夫が提案されているか。	-	
5. 業務の実施体制											
	5. 1. 主たる担当者の資格、経験等	主たる担当者が有する本業務の実施に資する資格や経験を記載すること。	必須	10	5	5	・直近5年間（令和3～7年度）に、主たる担当者に、評価項目6. の組織実績に関わるなど本業務の実施に資する経験があること。	・主たる担当者が、本業務の実施に資する建築士、インテリアプランナー等の資格を有しているか。	-	-	
	5. 2. 執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、従事者の役割分担、人数、本業務の実施に資する資格や経験等が分かるようにまとめること。	必須	15	5	10	・適切な執行体制、役割分担等により、業務執行に必要な体制が構築されていること。	・業務が集中した場合でも対応できる柔軟性のある人員配置となっているか。 ・建築士、インテリアプランナー等本業務の実施に当たり必要となる資格を有する者が実施体制に含まれているか。	-	-	
	5. 3. 情報保全の履行体制	本業務で得た情報の保全についての履行体制が具体的に示されていること。また、情報漏えい等が発生した場合の対応について具体的に示されていること。	必須	10	5	5	・情報管理責任者等の設置など情報保全に係る体制が構築されていること。	・組織としてISO認証、プライバシーマーク等の認証を取得している。	-	-	
6. 組織の実績			直近5年間（令和3～7年度）に、国内の常設の展示面積800㎡以上の科学館又は研究所併設の情報発信スペースの新設又はリニューアルに伴う展示計画若しくは展示設計委託を元請負として受注した実績が2件以上あることについて、年度ごとの件数、発注元法人名を記載すること。	必須	20	5	15	・国内の常設の展示面積800㎡以上の科学館又は研究所併設の情報発信スペースの新設又はリニューアルに伴う展示計画若しくは展示設計委託を元請負として受注した実績が直近5年間（令和3～7年度）に2件以上あること。 次の条件を満たす場合は、それぞれ次のとおり加点する。 ・国、地方公共団体、公立の文化施設を運営する公益財団法人を発注元として受注した実績がある場合…5点 ・国内の常設の展示面積1,000㎡以上の科学館又は研究所併設の情報発信スペースの新設又はリニューアルに伴う展示計画若しくは展示設計委託を元請負として受注した実績が直近5年間（令和3～7年度）にある場合…5点 ・国内の常設の展示面積800㎡以上の科学館又は研究所併設の情報発信スペースの新設又はリニューアルに伴う展示計画若しくは展示設計委託を元請負として受注した実績が直近5年間（令和3～7年度）に3件以上ある場合…5点	-	-	
7. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況			女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし認定等、くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定）の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。	任意	5	-	5	-	・女性活躍推進法に基づく認定等 ・プラチナえるぼし（※1） 5点 ・えるぼし3段階目（※2） 4点 ・えるぼし2段階目（※2） 3点 ・えるぼし1段階目（※2） 2点 ・行動計画（※3） 1点 ※1 女性活躍推進法（令和2年6月1日施行）第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準を満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 ・次世代法に基づく認定 ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定（新基準※4） 3点 ・くるみん認定（旧基準※5） 2点 ・トライくるみん認定 2点 ※4 新くるみん認定（改正後認定基準（令和7年4月1日施行）により認定） ※5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第4項の経過措置により認定） ・若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 4点 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。	-	-
技術点					200	80	120	加点合計			
価格点					100	基礎点			80		
総計					300	価格点					
								総合評価点			
※基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。											

※基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

※技術上の基準に配点の記載がない加点部分の配点は、技術上の基準に基づき、配点20点の場合は20点、15点、10点、5点、0点の5段階、配点10点の場合は10点、8点、5点、2点、0点の5段階、配点5点の場合は5点、3点、1点、0点の4段階とする。

※基礎点がある項目に係る加点0点とは、基礎点の基準は満たす（基礎点は得点）が、加点部分の基準を満たさない場合である。